

外部コーチについて

令和6年5月8日

1. 資格

- ① 登録は各校1名以内とする。
- ② 外部コーチは、当該中学校長に認められた者で、所定の確認書を提出し、承認された者でなければならない。複数チームにまたがった登録は認めない。
- ③ 他校の中学校教員・校長、部活動指導員、行政に勤務している教員を、外部コーチとして登録することはできない。

2. その他

- ① 登録は大会ごとに選手登録と同時にしなければならない。外部コーチの場合は、さらに、大会ごとに所定の確認書を大会申し込書と一緒に提出することにより承認される。
- ② 登録されたコーチは、会場準備や審判など、大会運営に協力すること。
- ③ 主審、副審、役員、相手方、チームメイト、及び観客に対してフェアプレーの精神で、礼儀正しく行動しなければならない。
- ④ コーチのエントリー変更については、教員同士、外部コーチから教員への変更のみ可能とする。

部活動指導員について

1. 監督、引率は当該校の校長・教員・部活動指導員（※1）とする。ただし、部活動指導員は教育委員会設置要項のもと、以下の条件を満たしていなければならない。

- ① 満20歳以上であること。
- ② 主催者からの要望があった場合、大会運営に協力する姿勢があること。
- ③ 他校と兼務していないこと。
- ④ 中学校体育連盟の主催する研修会を受講していること。
- ⑤ 次のいずれかに当てはまる者とする。

ア教育職員免許法に基づく免許を有する者。

イ公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導資格を有する者。

ウ競技の専門性と学校教育に関する理解を有し、適切な指導を行うことのできる者。

※1 ここでいう「部活動指導員」は、学校教育法施行規則第78条の2に示されている者であり、学校設置者により任用されている者をいう。

2. ~~部活動指導員が監督、引率をする場合は、教育活動の一環としての大会であるとの観点から、「顧問または当該部活動を担当する教諭等」(※2)がチームに帯同すること。~~

~~※2 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」1部活動指導員の職務第2留意事項(3)(4)より。~~

※令和5年度より、部活動指導員が単独で引率することが可能となる。

3. その他

- ① 部活動指導員が監督、引率する場合、所定の確認書を大会申し込書と一緒に提出すること。
- ② 部活動指導員をコーチ登録する場合、外部コーチ扱いとし、部活動指導員確認書は必要としない。